

○宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例施行規則

平成17年 3 月31日規則第100号

改正

平成18年10月31日規則第82号

平成19年 9 月28日規則第30号

平成20年11月27日規則第71号

平成28年11月22日規則第37号

令和 3 年 5 月19日規則第19号

令和 7 年 3 月17日規則第 9 号

宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（平成17年宇佐市条例第158号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「申請者」とは、条例第 3 条の規定により条例が適用されることとなる事業を施行しようとする事業主等であって、条例第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定するところにより許可を申請する者をいう。

(適用除外)

第 3 条 条例第 3 条第 1 号に規定する規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 西日本高速道路株式会社及び日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立された地方独立行政法人及び公

立大学法人

- (8) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合（これらの者が同法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る。）
- (9) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合（同法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限る。）
- (10) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により認可された市街地再開発組合（同法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産に出えんしている公益財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂等を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると市長が認めたもの

（許可申請）

第4条 条例第5条第1項の規定による許可の申請は、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業許可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項に規定する事業許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業区域の位置図及び土砂等の搬入経路図
- (2) 現況平面図
- (3) 事業計画図（平面図、断面図及び土留めその他の施設図）
- (4) 排水計画図
- (5) 工程表
- (6) 土地登記簿謄本
- (7) 公図の写し及び周囲の利用状況図
- (8) 申請者が事業区域の土地所有者でない場合にあつては、申請者と当該土地所有者との契約書等権利関係を明らかにする書類の写し
- (9) 申請者の住民票又は法人登記簿謄本
- (10) 道路、河川又は水路の占用許可書の写し
- (11) 発生場所ごとの土砂等が第7条第1項第2号の基準を満たしていることを証明する証明書（公的機関、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた計量証明事業者又は採石法（昭和25年法律第291号）第32条の登録を受けた採石業者発行のもの）

(12) その他市長が必要と認める書類

3 前項各号に規定する書類のうち事業の内容により市長が認めるものについては、これを省略することができる。

(許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可を決定したときは、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業許可書（様式第2号）により、却下をしたときは、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業却下書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

第6条 削除

(基準)

第7条 条例第7条の基準とは、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生活環境の保全に必要なものとして定める施行基準 別表

(2) 大分県の定める土砂基準 大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則（平成18年大分県規則第77号。以下「県規則」という。） 別表第1

(証明書の追加提出)

第8条 条例第5条の規定による許可を受けた者は、第4条第2項第11号に規定する証明書を次の各号に定めるところにより、新たに提出しなければならない。

(1) 事業開始からの事業量（土砂等の量）が15,000立方メートルを超えること。

(2) 前号のほか、事業開始日から起算して3月を経過すること。ただし、3月を経過することの日前1月内に前号の規定による提出を行った場合はこの限りでない。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と求める場合

(変更許可申請)

第9条 条例第5条第2項の規定による変更許可の申請は、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業変更許可申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、その変更しようとする事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更許可を決定したときは、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業変更許可書（様式第5号）により、変更申請の却下をしたときは、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業変更却下書（様式第6号）により申請者に対し、通知するものとする。

(地位の承継届)

第10条 条例第9条第2項の規定による地位の承継の届出は、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業地位承継届出書（様式第7号）により、地位を承継した事業主等が行うものとする。

2 前項の届出書には、地位を承継した事業主等の住民票若しくは法人登記簿謄本を添付しなければならないものとする。

(氏名等変更届)

第11条 条例第10条の規定による氏名等の変更の届出は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業氏名等変更届出書（様式第8号）により行うものとする。

- (1) 事業主等の氏名又は名称の変更
- (2) 事業主等の住所又は所在地の変更
- (3) 現場責任者の変更
- (4) 連絡先の変更

(標識)

第12条 条例第11条に規定する標識は、様式第9号のとおりとする。

(事業完了の届出)

第13条 条例第12条の規定による事業完了の届出は、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業完了届出書（様式第10号）によるものとする。

(事業の中止又は廃止の届出等)

第14条 条例第13条第1項の規定による事業の中止又は廃止の届出は、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業（中止・廃止）届出書（様式第11号）によるものとする。

(許可の取消通知)

第15条 条例第14条第1項の規定による許可の取消通知は、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業許可取消通知書（様式第12号）により行うものとする。

(停止、措置命令)

第16条 条例第14条の規定による事業の停止及び措置命令は、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業停止・措置命令書（様式第13号）により行うものとする。

(公表の方法)

第17条 条例第15条の規定による公表は、市広報誌への掲載その他の方法により行うものとする。

(報告)

第18条 条例第17条の規定による事業の施行状況等の報告は、土砂等による土地の埋立て（盛土・堆積）事業施行状況等報告書（様式第14号）によるものとする。

（書類の提出部数）

第19条 この規則の規定による申請書等の書類の提出は、提出書類の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

（立入検査証）

第20条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第15号）とする。

（補則）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年10月31日規則第82号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第30号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年11月27日規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第11号に規定する公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例財団法人を含むものとする。

附 則（平成28年11月22日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月19日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月17日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

施行基準

管理体制等に関する事項	管理体制	1 作業時間中、事業区域に現場責任者を常駐させること。 2 事業施行に当たり、人身に危害を加え、第三者の財産等に損害を与え、道路、河川若しくは水路その他の公共施設の構造及び機能を阻害し、又は事業の施行に影響を及ぼす事故その他災害等が発生した場合における関係者及び関係機関への連絡体制を整備し、その内容を作業従事者に充分周知徹底させること。
	作業日及び時間	1 日曜、祝日及び年末年始は、作業を行わないよう努めること。 2 作業時間は、午前8時から午後5時までを原則とすること。 3 緊急を要する作業が作業時間外に発生した場合は、周辺住民の理解を得ること。
	その他	事業施行に当たっては、関係法令を遵守すること。
環境保全等に関する事項	公害防止対策	1 基礎地盤調査を行い、地質及び土質条件を把握し、必要な措置を講ずること。 2 塵(じん)埃(あい)飛散、騒音、振動、土砂等の流出及び土壌汚染について、必要な防止対策を講じ、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。
	道路保全及び交通安全対策	1 道路に搬入路を取り付ける場合は、あらかじめ道路管理者と協議すること。 2 事業区域の搬入路部分の全体に鋼板を敷設し、道路への土砂等の流出防止対策を講ずること。 3 道路に事業区域の土砂等が流出した場合は、速やかに撤去、清掃するよう作業従事者に周知徹底すること。 4 搬入経路が通学路となっている場合、登下校時間帯の

		通行を避ける等必要な措置を講ずること。 5 必要に応じて交通誘導員の配置、危険防止等を記載した標識その他道路交通の阻害防止及び安全確保のための施設を設置すること。
事業区域内外の保安に関する事項	侵入防止対策	1 事業区域の安全確保のため、次に掲げる基準により、みだりに第三者が立ち入るのを防止することができる柵又は塀を事業区域の全周に設置し、事業区域内外を区画すること。 ア 柵又は塀の設置場所は、事業区域内外の保安に関する事項に規定する保安距離の中間位置に設置すること。 イ 柵又は塀の構造等は、耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。 ウ 出入口は、原則として一箇所とし、施錠若しくは他の方法により封鎖できる構造であること。
	保安距離	隣地の保全のため、事業区域と隣地との距離は、災害等に備え、十分な距離を保つこと。
工事の仕様等に関する事項	排水施設	1 事業区域及び当該区域を含む流域から流出する雨水その他の地表水は、放流先の排水路及び利水施設に支障を及ぼさないように排水すること。ただし、放流先の水路等が排出能力を有していないと認められるときは、事業区域内に雨水調整池その他の施設を整備すること。
		2 排水施設の計画流出量は、降雨確率年を10年とし、排水施設の計画に用いる雨水流出量は合理式により算出すること。
	堆積事業	1 堆積事業にあつては、次に掲げる基準に適合すること。 ア 掘削は、原則として認めない。 イ 堆積の期間は、許可の日より起算して6月以内とす

		ること。
		ウ 粉じんが飛散するおそれのあるものについては、散水やシートで覆う等必要な措置を講じること。
	整地	事業を完了し、又は中止若しくは廃止したときはブルドーザー等建設機械により敷きならしを行い、充分転圧し、整地等の措置を講じること。
	記録写真	次により、着手前、中間及び完了後の写真を撮影し事業完了届とともに提出すること。 1 着手前と完了後の写真は、同一の位置、方向から対比できるよう撮影する。 2 構造物については、付近を整理して、寸法が確認できるものを目的物に添えて撮影すること。この場合、位置が確認できるよう背景を入れ、黒板には目的物の形状、寸法及び位置を記入すること。 3 施行過程における構造物及び完了後確認することが困難な箇所については撮影の機会を逃さないよう特に留意すること。